

# 居宅介護支援事業重要事項説明書

(平成30年6月1日改定)

## 1. のなみ居宅介護支援事業所が提供するサービスについての相談窓口および相談日等

電 話 052-899-3535

FAX 052-899-3534

相談日	月曜日～金曜日（ただし、祝日、年末年始を除く）
相談時間	午前9時～午後5時30分

上記以外の連絡先（のなみ訪問看護ステーション）

電 話 052-895-5806

## 2. 事業所の概要

事業所名	のなみ居宅介護支援事業所
所在地	名古屋市天白区福池2丁目362番地の2
事業所の指定番号	2371600566
サービスを提供する 通常の事業実施地域	天白区、緑区、南区、瑞穂区の一部 その他の地域ご相談に応じます

## 3. 業務従事者

	員数	業務内容	勤務体制
管理者	1名	本事業所の介護支援専門員、その他の従業員の管理、指導命令等を行う。	常勤1名 (兼務)
介護支援専門員	2名	要介護者からの相談に応じ、サービスが適切に利用できるよう、種類、内容等の計画を作成するとともに事業者との連絡調整を行う。	常勤1名 非常勤1名

## 4. 事業の目的および運営の方針

事業の目的	要介護者の心身の状況、そのおかれている環境等に応じて、本人や家族の意向等を基に、居宅サービスまたは施設サービスが適切に利用できるよう、サービスの種類、内容等の計画を作成するとともに、適切なサービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整その他の便宜の提供を行うことを目的としています。
-------	--

運営の方針	<p>利用者が要介護状態になった場合においても可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況やその置かれている環境等に配慮し、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスを多様な事業所から、総合的かつ効果的に提供されるよう配慮して行います。また、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って利用者に提供される居宅サービス等が、特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう公正中立に行います。</p>
-------	--

## 5. 提供するサービスの内容と料金

### 【サービスの内容】

内 容	提 供 方 法
居宅サービス計画の作成と各サービス提供事業者との調整	<p>課題分析を行った上で利用者のニーズを把握し、居宅サービス計画を作成します。居宅サービス計画の作成に際し、利用者及びその家族が主体的に選定できるような支援を行います。具体的には、利用者は複数の指定居宅サービス業者の紹介を求めることができます。また、居宅サービス計画に位置付けたサービス事業者の選定理由の説明を求めることができます。</p> <p>各サービス利用に関する事業者との調整を行い、必要に応じて保健福祉等の関係機関との連絡調整を行います。</p>
サービス実施状況及び課題の把握	<p>定期的に介護支援専門員が家庭訪問し、サービスの内容が適切かどうかの話し合いをします。</p>
給付管理	<p>介護保険を利用して受けられるサービスについて、実際にサービスが受けられる範囲やサービスの種類等について調整し、サービスが計画通りに提供されたか等を確認して、給付管理を行います。</p>
相談の対応	<p>介護保険や介護に関することなら、何でもご相談をお受けします。</p>

### 【料金】

利用料等	<p>※ 介護保険が適用される場合は、利用料を支払う必要はありません。（全額介護保険により負担されます。）</p> <p>※ ただし、介護保険料の滞納がある場合は、料金をいただきます。指定居宅介護支援提供証明書を発行いたします。後日、福祉課窓口にて、差額の払い戻しを受けることができます。</p>
------	--

交通費等	利用者が通常の事業実施地域以外の遠隔地におられる場合は、交通費の実費をいただく場合があります。該当される方は、後日詳細を説明させていただき納得の上ご利用していただきます。
------	---

## 6. 介護支援専門員の変更

担当の介護支援専門員に関しては、いつでも変更できます。ご相談ください。

## 7. 解約

- 1) 利用者は当所に対して、解約のお申し出をいただくことによって、この契約を解約することができます。ただし、緊急の入院など、やむをえない場合はこの限りではありません。
- 2) 事業の廃止などやむを得ない事情がある場合は、ご利用者に対して契約終了日1ヶ月前までに理由を示した文書でお知らせすることにより、契約を解約することができます。この場合、他の居宅介護支援事業者に関する情報をお伝えするなど、継続して介護保険のサービスを受けることができるよう手配します。

## 8. 契約の終了

次の場合には自動的に契約は終了します。

- 1) 利用者が介護保険施設に入所した場合。  
介護保険施設等入所に当たっては、必要な支援を行います。
- 2) 利用者が要介護でなくなった場合。  
地域の保健福祉一般施策の情報提供等の支援を行います。
- 3) 利用者が死亡した場合。

## 9. プライバシーの保護

- 1) 当事業者は、サービスを提供する際に、知り得た利用者およびその家族に関する情報を正当な理由なく、第三者には漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- 2) 当事業所は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。
- 3) 当事業者は、利用者の家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、当該家族の個人情報を用いません。
- 4) 当事業所は、利用者本人の求めに応じて、個人の情報の開示を行いません。  
ただし、やむを得ない事由により利用者本人以外が求める場合は、ご本人の同意書をもって対応いたします。

## 10. 相談・苦情窓口

次のことについて、ご相談や苦情等ございましたら、当初の窓口までご遠慮なくお申し出ください。

- ① 当所が提供するサービスについて。
- ② 居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについて。

のなみ居宅介護支援 事業所	名古屋市天白区福池2丁目362の2 ご利用時間 平日 9:00~17:00 窓口担当者 吉川 志津香 電話番号 052-899-3535 FAX 052-899-3534
名古屋市各区役所介護 保険相談窓口	各区役所の介護福祉課
名古屋市介護保険 苦情処理窓口	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 電話番号 052-972-2593
愛知県国民健康保険 団体連合会介護保険課 苦情処理窓口	ご利用時間 平日 9:00~17:00 電話番号 052-971-4165

以上